

通期決算短信の作成等に係る留意事項について

【通期決算短信に関する事項】

1. 「決算短信の開示・記載上の注意」の一本化について

「通期決算短信様式・作成要領」のうち「決算短信の開示・記載上の注意」については、これまで、連結財務諸表作成会社用と連結財務諸表非作成会社用をそれぞれ提供していましたが、内容に重複する部分が多いことから、これらを一本化することとしました。改正後の「決算短信の開示・記載上の注意」は、連結財務諸表作成会社を念頭において作成されているため、連結財務諸表非作成会社は、これを読み替えて利用することとなりますので、ご注意ください。

なお、「通期決算短信様式・作成要領」のうち「決算短信の構成（開示事項）」及び「サマリー情報 様式」については、これまで同様、連結財務諸表作成会社用と、連結財務諸表非作成会社用の内容をそれぞれ提供しています。

2. 財務諸表等規則及び連結財務諸表規則の改正による注記の追加について（平成21年3月31日以後終了する事業年度より適用）

平成20年8月の財務諸表等規則等の改正に伴い「金融商品に関する注記」及び「資産除去債務に関する注記」が、法定開示において独立した注記として記載されることとなります。決算短信においては、これらの注記を記載事項にすることとしますが、決算発表時における開示の必要性が大きいと考えられる場合には、開示を省略することができることとします。

3. 財務諸表のXBRL形式による提出開始の時期について

通期決算短信の財務諸表におけるXBRL提出機能（1）については、上場会社の決算発表作業の効率化のため、EDINETに提出する有価証券報告書の財務諸表のXBRLファイルを決算短信の財務諸表として提出できる仕組みになっています。

しかしながら、平成21年1月に金融庁より同XBRLファイルのタクソノミ（更新版）（2）が公表されたことに伴い、TDnetにおいてシステム対応が必要となったことから、同機能の利用開始時期を、これまで予定していた平成21年春から延期します（3）。

このため、それまでの間、通期決算短信の財務諸表については、これまでどおりPDFファイルのみをご提出いただきますようお願いいたします（サマリー情報については、XBRLファイルの提出が別途必要です。）。

なお、四半期決算短信については、平成21年1月13日より財務諸表のXBRL提出機能の提供を開始していますので、引き続き財務諸表のXBRLファイルでの提出にご協力いただきますようお願いいたします。

（1）EDINET提出用に作成された財務諸表のXBRLファイルについて、通期決算短信、四半期決算短信の財務諸表のXBRLファイルとしてTDnetへの提出を可能とす

る機能（ETF、REIT及び外国株については、対象外）

（ 2）「EDINETタクソミの更新に伴う各種関連資料（案）の公表について」

<<http://www.fsa.go.jp/search/20090126.html>>

（ 3）同機能の利用開始時期については、平成21年夏頃に改めてご案内します。

4．米国会計基準を適用している場合のXBRLファイルについて

米国会計基準採用会社については、サマリー情報のXBRLファイル作成時のタクソミ画面にて勘定科目を選択する際には、日本基準の勘定科目を選択するのではなく、米国会計基準の勘定科目を選択するようご注意ください。

なお、米国会計基準に基づく連結財務諸表については、EDINETにおけるシステム対応が行われていないため、T D n e tにおいても、通期決算短信、四半期決算短信ともにXBRLファイルを提出していただく必要はありません。

【業績予想の修正等に関する事項】

5．「一株当たり（予想）当期純利益」の修正について

自己株式の取得や株式分割等により、「一株当たり（予想）当期純利益」算出のための分母となる期中平均株式数に変更となり、分子となる（予想）当期純利益が変わらないにもかかわらず「一株当たり（予想）当期純利益」が変更となる場合がありますが、当該変更については、「業績予想の修正等」として別途開示する必要はありません。

【その他の開示に関する事項】

6．その他有価証券評価差額金発生時の別途開示について

通期・四半期決算短信作成過程において算定された「その他有価証券評価差額金」の四半期会計期間における増減額が、直前事業年度の純資産の30%を上回る場合には、「その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事実」として開示することが必要と考えられますので、ご注意ください。